

## 松阪市における電磁的記録の開示の方法について

(松阪市個人情報の保護に関する法律等施行規則より抜粋)

(電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法)

第10条 法第87条第1項の規定により市の機関が定める、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における開示の実施の方法は、電磁的記録の種別に応じて次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条及び第12条第1項の表において同じ。）に複製したものの交付

(2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものを含む。）の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法